

議案第 5 5 号

安中市都市計画税条例の一部を改正する条例について

安中市都市計画税条例を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市都市計画税条例の一部を改正する条例

安中市都市計画税条例（平成 18 年安中市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 20 項とし、附則第 8 項から附則第 18 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 7 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 15 条の 11 第 1 項の条例で定める割合）

8 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の安中市都市計画税条例の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。